

# 持続化給付金は 農業者・農業法人の皆さんも対象です！

持続化給付金とは…？

新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金です。

## 〈給付額〉

法人の場合は最大200万円

個人の場合は最大100万円

※左記の額に関わらず前年1年間の売上からの減少分が上限となります。

## 〈支給対象〉

- ・農事組合法人等を含む法人(資本金・出資金10億円未満)  
または 2019年の確定申告又は住民税の申告を行っている個人
- ・感染症の影響により、  
ひと月の収入が前年同月比で50%以上減少している者(法人)  
ひと月の収入が前年平均月収比で50%以上減少している者(個人)
- ・対象期間は、2020年1月から12月まで

## 〈申請期間〉

2020年5月1日から2021年1月15日まで

## 給付額の計算方法

前年の年間事業収入 - (申請対象とする月の収入 × 12カ月)

詳しくは下記の相談ダイヤルへお問い合わせください。

相談ダイヤル

持続化給付金事業コールセンター

0120-115-570 (8:30~19:00)

## <よくあるご質問>



申請に必要な情報を教えてください。

住所や通帳の写しに加えて、次のものをご用意ください。

法人の場合：①法人番号、②2019年の確定申告書の控え、  
③法人概況説明書の控え、④減収月の事業収入額を示した帳簿等

個人の場合：①本人確認書類、②2019年の確定申告書の控え、  
③減収月の事業収入額を示した帳簿等



申請方法を教えてください。

Web上での申請が基本となります。また、感染症対策を講じた上で完全予約制の申請支援を行う窓口が設置されています。



給付金の計算にあたり、国からの交付金等は含みますか。

国からの交付金や収入保険などを含みます。

また、例えば収入保険など年払いされる交付金等は交付を受けた月の収入に計上することとなりますので、他の月の事業収入で考慮する必要はありません。



農業とあわせて、事業として不動産賃貸を行っています。不動産関係の収入も給付金の対象となりますか？

不動産関係の収入減少は持続化給付金の対象になりません。また、給与収入の減少も対象になりませんのでご注意ください。